

廃棄物処理法における有害物質管理

(1) 特別管理廃棄物について

廃棄物の中には、感染性、引火性、毒性等の有害な性状を持つことから、管理に特別な注意を要するものがある。廃棄物処理法では、これらを「特別管理廃棄物」として政令で指定し、保管・収集運搬・再生・処分等の処理について、通常の廃棄物とは異なる処理基準及び専門の処理業者により行うことを規定している。また、特別管理産業廃棄物を生ずる事業場は、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置するとともに、処分を委託する際には、あらかじめ廃棄物情報を文書にて通知することとなっている。

[特別管理一般廃棄物]

廃エアコン等に含まれる P C B 使用部品、ごみ焼却施設において発生したばいじん、ダイオキシン類を含む汚泥等、感染性一般廃棄物

[特別管理産業廃棄物]

燃えやすい廃油、腐食性のある廃酸・廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（廃 P C B 、廃石綿、重金属等*を含む汚泥等）

* 特定有害産業廃棄物に規定されている有害物質

重金属：水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン及びこれらの化合物

溶剤：トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2 - ジクロロエタン、1・1 - ジクロロエチレン、シス - 1・2 - ジクロロエチレン、1・1・1 - トリクロロエタン、1・1・2 - トリクロロエタン、1・3 - ジクロロプロパン、ベンゼン

農薬：チウラム、シマジン、チオベンカルブ、有機燐化合物

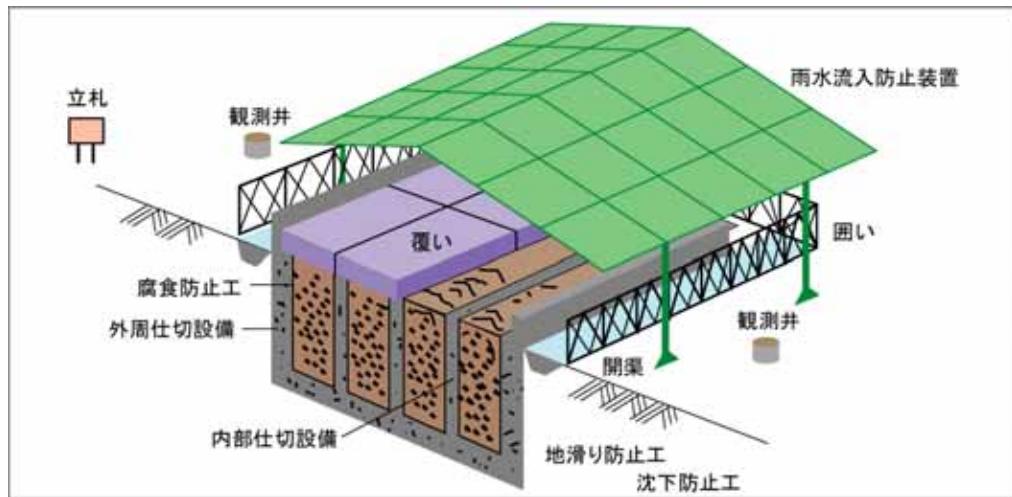
ダイオキシン類

注) 特定の業種の特定の施設において生じたばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ又はこれらの処理物であって、判定基準(水質汚濁防止法の排水基準相当)を超えてこれらの有害物質を溶出する、又は含有するもの

(2) 特定有害産業廃棄物の埋立処分基準

[遮断型最終処分場]

判定基準を超えて有害物質を含む特定有害産業廃棄物は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で埋立処分を行う。

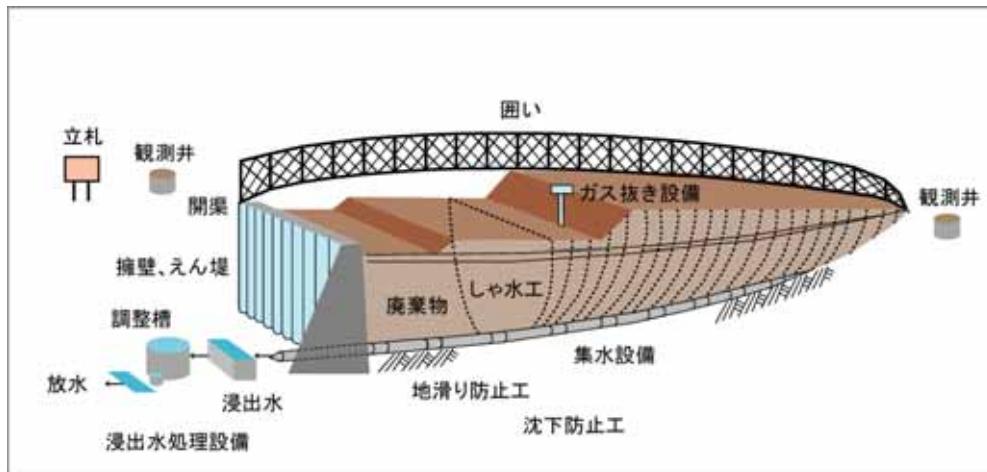


[管理型最終処分場]

特別管理産業廃棄物について、有害物質が判定基準値以下(固形化処理を含む)になるよう処理したものは、浸出液による汚染防止措置*が講じられた処分場で埋立処分を行う。

* 管理型最終処分場における排水基準項目（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による。水質汚濁防止法の排水基準相当）

- ・ 上述の特定有害産業廃棄物に規定されている有害物質
- ・ 水素イオン濃度、BOD、COD、SS、大腸菌群数、ほう素、ふつ素、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、窒素、燐
- ・ n-ヘキサン抽出物（鉱油、動植物）、フェノール類
- ・ 銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム



注) 管理型最終処分場の廃止に係る地下水等水質基準項目（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による。環境基本法の環境基準相当）